

保護者負担軽減補助金のご案内

◆補助対象者

次の（１）（２）に該当するベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）を利用する保護者

- （１）区市町村民税が課税されている世帯
- （２）保護者と生計を一にする者のうち、最年長の子どもから数えて２人目以降の子どもがいる世帯

◆補助上限月額

33,000円（保育短時間の場合は24,000円）

※ひと月あたりの補助額は、月の利用料（１時間あたり150円）と補助上限月額のどちらか低い方です。

※入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、クーポン・ポイント利用（現金で購入したポイント等で支払った料金）、サービス提供に付随する料金（家事援助、兄弟姉妹の送迎ほか）等は対象外です。

※勤務先の福利厚生、クーポン券などによる割引や他に助成を受けている場合は、その額を差し引いた後の利用料が補助対象となります。（保育利用料に充当します。交通費等の助成対象外となるオプション利用料に充当することはできません。）

◆申請方法

（１）提出書類

- ・認可外保育施設等保護者負担軽減補助金交付申請書兼請求書 ※ 1
- ・領収証兼提供証明書（事業者が保護者に交付） ※ 2
- ・その他 ※ 3

※ 1 『認可外保育施設等保護者負担軽減補助金交付申請書兼請求書』は大田区ホームページからダウンロードしてください。

※ 2 領収証及び利用明細書（児童名、シッター名、利用日、利用時間、利用料内訳が記載されているもの）を添付

※ 3 保護者（父母等）それぞれの令和6年度及び令和7年度の住民税額を確認できる書類（課税・非課税証明書等）

※ 次の基準年月日時点で大田区に住民登録がある方は、該当年度分の書類の提出は不要です。

基準年月日	年度	補助対象月
令和6年1月1日	令和6年度分	令和7年4月～令和7年8月
令和7年1月1日	令和7年度分	令和7年9月～令和8年3月



（２）提出先及び提出方法

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区役所本庁舎3階21番窓口 保育サービス課内

認可外保護者補助金事務センター宛 に窓口持込または郵送（郵送の場合、郵便事故を防ぐため、追跡可能な郵便（書留・特定記録郵便・レターパック等）でお送りください。）

（３）請求受付期間及び補助金交付予定日

補助対象月	請求受付期間	補助金交付予定日
令和7年4・5・6月分	令和7年7月1日から18日まで	令和7年8月29日
令和7年7・8・9月分	令和7年10月1日から17日まで	令和7年11月28日
令和7年10・11・12月分	令和8年1月5日から19日まで	令和8年2月27日
令和8年1・2・3月分	請求書：令和8年3月31日必着 その他：令和8年4月17日必着	令和8年5月29日

令和8年1月から3月分については、申請書兼請求書は令和8年3月31日必着、領収証兼提供証明書等は令和8年4月17日必着です。期限を過ぎた場合、補助金はお支払いできませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

大田区役所 保育サービス課内 認可外保育施設等保護者負担軽減補助金事務センター

（大田区役所本庁舎3階21番窓口） 電話 03-5744-1312